

平成25年度第3回公共事業評価監視委員会

日 時：平成26年2月4日（火）

13：30～15：20

場 所：正 庁

第3回公共事業監視評価委員会

○副島県土づくり本部企画経営グループ長

公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。本日の司会を務めます県土づくり本部企画経営グループ長の副島と申します。よろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきます。本日の議事次第、それから配席表が1枚、それから第2回佐賀県公共事業評価監視委員会における指摘事項についてという資料、以上の3枚に冊子を1冊お渡ししておりますが、冊子の中に資料1から資料5までインデックスを付けて綴じさせていただいております。

資料1につきましては、整備系、維持系を併せました今回の新規箇所評価実施箇所の一覧表です。資料2につきましては整備系の新規事業につきまして新規箇所実施箇所一覧表、公共事業の新規箇所評価調書、それから新規事業概要説明資料ということで6つの課ごとに整理をさせていただいております。それから資料3としまして、維持系の新規箇所評価調書ということで4つの課ごとに添付させていただいております。資料4としましては新規箇所評価検討結果の中で、新規評価になった整備系の一覧表を付けさせていただいております。資料5としまして、これらの評価箇所の中で代表的な地区ということで3地区、道路整備交付金事業、ため池等整備事業、山地治山事業ということで説明資料を添付させていただいております。

それでは本日の議事については3点準備しております。1点目が前回の再評価の際に委員の皆さまからご質問がありました晴気川総合流域防災事業、これは治水安全度を段階ごとに挙げて整備をしているんですが、そのときのB/Cの考え方について再度説明をさせていただきたいと思っております。

2点目が、今後予算化を予定しております事業の、新規事業評価の結果についてご報告をさせていただきます。これは例年、毎年度第1回目の委員会で説明しておりますが、今回から予算化する前に評価結果についてご説明させていただくということで、今回予定いたしております。

また、先ほど申しました資料5でございますが、これらの評価を行った箇所から3カ所について、マニュアルに基づいてどのような評価を行ったかを個別に説明をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の新規評価を行いました箇所につきましては、県土づくり本部内で今後予算化を予定する事業につきまして実施したわけですが、これから議会での審議を経て、予算化するかどうかの決定がなされていきますので、箇所等の公表については控えていただくようお願いいたします。

それでは議事につきましては委員長に進行していただくようになっておりますので、荒牧委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○荒牧委員長

それでは早速、開始させていただきます。今、ご説明がありましたように、今日は2つ、前回の委員会の質問に対する回答と公共事業新規評価の実施結果についてということです。

最初に晴気川の総合流域防災事業のB/Cについて、事務局からご説明をお願いします。

○前田河川砂防課長

河川砂防課長の前田です。よろしくお願ひします。前回の事業評価委員会において諮問させていただきました晴気川総合流域防災事業について、説明が不足した部分がありましたので追加説明をさせていただきます。

大きく2点ございます。1点目はこの事業の改修方針です。下流牛津川との調整で段階的な整備を行っているため、目標治水安全度が2分の1となっていることについて、前回は口頭のみでの説明でしたので、そこについての図面を示しながら説明をさせていただきます。2点目に、そういった段階的改修を行う際の費用対効果、B/Cの考え方です。それぞれの時点における算出の前提とか対象とする便益費用が分かりづらい部分があったと思いますので、改めて説明をさせていただきます。

まず、改修方針についてです。晴気川が合流する牛津川については、国管理の河川であり、30分の1相当の整備が鋭意進められております。現在、牛津川の晴気川からの受け入れ可能流量は毎秒100トンです。晴気川の流域で見ると2分の1相当の流量となっております。牛津川の整備が進捗すれば、晴気川からの受け入れが180トンまで可能となります。本川の国交省牛津川の整備が進み、180トンを晴気川から受け入れられるようになってから晴気川の整備、30分の1の整備を行うという流れになります。段階的に行うということです。

こちらが段階的整備を行う際の改修方法を示した横断図になります。現在実施している2分の1規模の整備では、横断図はこちらになりますが、ここに示しますように川幅につきまして、また築堤、構造物等につきましては将来計画30分の1で実施しております。流下断面については、水が流れる部分ですが、流下断面については2分の1規模で確保しております。このため河道内に安全に流下させることができるのはあくまで2分の1の流量ということになります。

下の方が将来の図面ですが、将来30分の1の計画になったとき、この図面のように河道内の掘削を行う等によりまして、流下断面30分の1の水を流せるような形に持っていきたいと考えております。

次に2点目です。段階的改修における費用対効果の考え方です。この表の見方として、横軸が河道内の整備状況で、一番左側が改修前、真ん中が現在の2分の1の暫定改修、一番右が将来計画ということで分けております。この縦軸は対象洪水となります。改修前、現在の状況、そこから2分の1改修目標の雨、そして将来計画の30分の1の雨ということで整理をしております。通常、将来計画の30分の1の計画に向かって事業をする場合、改修前の河道で発生していたこれらの洪水が解消されるため、その被害軽減分としましてこれらの浸水が解消されるということで、この分を費用対効果、被害軽減分を便益として費用対効果を算出してしております。

しかし今回は2分の1規模、将来は30分の1ですが、今回は2分の1規模ということで、ここまでの改修になっております。ここまでのため、今回の事業としては2分の1までの便益で費用対効果を算出してしております。将来、30分の1を整備する場合

には、スタート地点が 2 分の 1 改修後となりますので、ここから 30 分の 1 規模の改修が済むまで、暫定改修 2 分の 1 から 30 分の 1 までの被害軽減分を便益として費用対効果を算出しております。全体計画が 30 分の 1 ございますが、まず 2 分の 1 で整備して、その後 30 分の 1 に持って行って完成させるという段階を踏んでおります。以上でございます。

○荒牧委員長

前回の B/C の考え方と、2 年に 1 度ぐらいの雨に対してもたせるのと、30 年に 1 度ぐらいの雨に対してもたせるのということで、ベネフィット、利益の考え方が少し段階的ですよということですが、今でお分かりになったでしょうか。ご質問がありましたらお願いいたします。

結局、皆さんたちが知りたいのは、最終的には 30 年に 1 度の雨に対して耐えるわけですから、その段階はともかくとして、トータルの事業費とトータルのベネフィットがあるでしょう。それは皆さんたちが手法としておやりになるのはいいけれども、我々普通の市民の人が知りたいのは、現状からどれだけ利益が上がって、どれだけコストがかかるのかがベースでいいわけですね。そこがまずベースに書かれていて、あとはプロフェッショナルだから皆さんたちがどういうお考えをしようと構わないような気がするんですけど。我々が知りたいのは、トータルが何年後に起こるか分からないけど、そのコストとベネフィットがまず最初にあって、その途中のことは少々分からなくてもいいかなという感じもしますけど、皆さんはどうですか。

○前田河川砂防課長

トータルとしましては全体で。

○荒牧委員長

この前のときに 30 年に 1 回ぐらいの洪水に対して耐えようとする計画を、実施終了後には利益が投下したやつの 13 倍という話だったでしょ。それなら大きくやる価値があるよと。ただし、順番にやらないと、下手すると下のほうが集積が進んでいるから、いわゆる人口集積あるいは資産の集積が進んでいるから、そちらのほうが怒るよねというのは、プロとして当然説明される手順の問題であって、トータルを知っておけば差し当たりいいのではないかと。

ただし、すぐには発現しないよねと、利益が。30 年くらいかけてやるんでしょから、トータルを最初に引いておいて、途中がこれくらいというのは理解できなくてもいいような気がするんですけど。

最初にパッとファンクショナルな話を聞かされると、2 年に 1 回の雨にしか耐えない工事をしているのという話になっちゃうから、表現法としてあまりプロフェッショナルな話のところは抑えてもいいかなという感じがします。トータルとして自分達はどういうことを目標にしてやっているかというのを一番知りたいのだという気がしますね。

あとは、住んでいる人たちが年度でどれぐらいの被害が少なくなってきましたかとい

うのは、地元の人にとっては非常に大きな問題だから、それは関心があると思うんだけど、公共事業再評価というか、県民全体の感じから言えばトータルとして全部でいくらになるかというのが知ればいいかなという感じがします。あまり説明を聞いても分からないですよ。

それと実際に、例えば余裕高をどう見たかという細かいところにいくと、すごく分かりにくいんですね。じゃあ、どこを氾濫させることになるのって、途中を。水源の多いところが氾濫させちゃうことになるとか、細かいことを詰めれば相当いっぱいするけど、コスト、ベネフィットというのはもうちょっと。よろしいでしょうか。

最終的に 13 ぐらいのコストベネフィットがあるということが分かれば、無駄な投資をしてないなということを知れば、差し当たり。

○池田委員

最初に段階的にやっていく工事が、2 年に 1 回のイメージの工事をまずやるというのが、例えば 5 年に 1 回ぐらいにできないものなのかなと思うんですけど。

○前田河川砂防課長

これは下流の、国がやっています牛津川本川ですけれども、こちらの受入れ容量が晴気川から 100 平米ぐらい。それが 2 分の 1 の確率ということで引っ張ってきました。本川が溢れないで受け入れられる晴気川の容量は 100 だと。それが確率で言えば 2 分の 1 ぐらいの流量になります。

○荒牧委員長

2 年に 1 回というのは、極端に低そうに感じられる。

○池田委員

工事中に 5~6 回なんか。

○荒牧委員長

お金かけて改修する工事なんだけど。

○池田委員

コスト、ベネフィットというのがよく分からないから聞いてますけどね。これだけ見ると、素人だと 2 年に 1 回やっておいて、30 年に 1 回みたいに見えるよね。5 年とか 10 年に 1 回ぐらいってならんのかという、技術のこととか全然分からないので素朴な疑問なんですけど。

○前田河川砂防課長

上に小さな河川があって流域が狭いんですけど、下にいくに従ってどんどん水が集まってくるんですけど、下のほうが河川断面が広く大きな水が流れてるんですね。下で溢れさせると周辺の市街地に洪水がいて、かなり大きな被害を与える。下で溢れ

させないためには、上から下で受け入れられるように対応して、上のほうで結果的に絞ったというような形になります。

○荒牧委員長

下手すると、下流が全部済むまで上は一切手をつけてはならないということが、下のほうから要求として出てくる可能性はあるんでしょう？小さな川だと、絶対に上のほうはさせないじゃないですか、下ができるまで。お前らのところが余計に流せるようになったら、こっちに余計にくるから、俺たちが全部済んでから順番にずっと上がってくれというのが普通のやり方、考え方ですよ。

だけど今は国の管理区間と県の管理区間があるから、それで事情が違うのかもしれないけど、実際に計算すると結構余裕高があって、今のは計画上の流量だけど実際には余裕高もあるし、もっと流せるじゃないですか。流れるはずですよ。そうすると何分の1というのも少し変わる。計画上の問題と言ってるのと、実質流せる量というのはちょっと変わっている。そういうのが玄人になると微妙に違ってくるけど、説明の2分の1というのが極端すぎるから。

○前田河川砂防課長

数値的に出したもので。

○荒牧委員長

2年に1度溢れるのかという感じがするからね。

○前田河川砂防課長

余裕高のほうはカウントしてないんです、おっしゃるとおり。

○荒牧委員長

もうちょっと流れるよね。実際には耐えられると思うんだけど、あまりにも極端だから、イメージの面が。県が2年に1ぺんの工事をやっちゃうのかと言われてたら。

○前田河川砂防課長

平成2年7月のときに晴気川流域もかなり浸水しまして、千何百の被害があったものですから。

○西村交通政策部長

このラインを超えるのが2年に1回？ここまで溢れるようになるには、まだ余裕高の分があるからですね。

○荒牧委員長

実質違うという感じで。

○西村交通政策部長

洪水のこのラインを上回るのが確率的に2年に1ぺんで、ここまで来るのはもっと確率的に何十年に1ぺんということですね。

○荒牧委員長

もうちょっと計画上の問題と、実質の皆さんたちが持っている感覚の問題とを合わせる工夫をしてくれませんか。そうしないと、今のままこれをやっちゃうと少し分かりにくい。本当に溢れるのはどれくらいの雨が降ったときかとか、そんなふうな言葉のほうが分かりやすいと思うんですね。計画上の問題を提示するだけじゃなくて。

もうちょっと皆さんの市民感覚に沿ったような、シミュレーション計算もできるから、これだけの余裕高でいったいどれくらいもつのか、全部使うと溢れるから7掛けぐらいで余裕高を使って流せる能力がどれくらいだとか、そういうちょっとした工夫があれば生きるんじゃないかという気がしますけどね。

○副島県土づくり本部長

そうですね。2分の1、30分の1というとなかなか分かりにくい。

○荒牧委員長

今言われたけど、「2年に1ぺん溢れるわけ？」となって。ちょっと違うような気がしますから。

○副島県土づくり本部長

現況が1.05分の1ですから、毎年溢れている感じがしますが、そうではございませんので。

○荒牧委員長

確率論的にはこれから。2年に1ぺんぐらいのそういう様子を、実際の断面を作っちゃうと結構いけるはずなんだけど、実質流せる量がどれくらいなのか。ピュッと上がっているからね、何トンかでするやつが。

ちょっとその辺の工夫をしてくれませんか。説明が、言われれば言われるほど分からない。シンプルに戻して、トータルでまず言ってもらって、あとは実質どれくらいに1ぺんの雨で溢れる可能性が出てくるのかということと言い換えて、B/Cにとらわれずに実勢に合うような形で説明していただけるとありがたい。

もうちょっと賢いやり方をすると、もしかして許してもらえるなら、どこかに野越しを付けてピュッと溢れさせるんですけどね。ここからどれくらいの量が降ったら溢れさせますということになると、今言ったみたいに、どれぐらいで溢れさせるかという問題で議論できるんだけど、どこで溢れるとか壊れるというのは神様に任せているんだから、こういうやり方というのは。だからあまり賢くないやり方だと私は思っていて、いつかどこかで野越しをつけるような、田園に溢れさせるようなやり方が佐賀ではできるんじゃないかと思って模索はしていますけど、難しいですね。多分、私

が生きている間は無理です。私達はここで溢れさせますという勇気が、県庁にも私たちにもないですから。

それでは今日の一番のメインのテーマです。公共事業新規事業評価の実施結果についてご説明をお願いします。

ちょっとだけ先に説明をさせてください。これだけのものがあります。一番最初の1ページを開けていただけませんか。これは新規事業評価をどう表記するかという問題をずっとやってきました。まず一番左側に検討課として意見があって、それから実際に評価に上がってきたもの、Cになったのを全部省いて、もっと詳細にやってきたというところで59カ所あります。これを全部やるということにはならないと思っています。

どういうことかという、新規事業評価というのはこの委員会で課せられた任務ではなくて、新規事業評価のマニュアルを作るのが我々の仕事だと考えています。マニュアルを作ったあと、どういうふう実際に使われているのか、使ったときに何か違和感がないか、あるいは皆さんの市民感覚から見て問題ないかということが事業ですので、これを全部やることについては初めからできないと考えましたので、まず全体を総括していただいた上で、今回は3カ所だけを説明させていただいて、資料は全部お配りしていますので、問題点のある箇所についてはそれぞれについて質問だけをお伺いしたいというふうに事務局と相談して決めましたので、そういうやり方で進めさせていただきます。

それで細かいことを1カ所ずつ言っている時間はありません。質問等がありましたら、どの分野のどの方についても質問させていただいて結構です。ただ、説明については総括のあとに1つずつの事業の代表的なものを、こういうふう評価しましたというところを担当の方からお聞きしたいと思っています。

では、事務局から全体から個別のところまで説明をお願いします。

○高田県土づくり本部企画・経営グループ副課長

企画経営グループの高田と言います。委員長の方からもございましたが、全体の概要について私の方からご説明させていただきたいと思えます。

先ほどから来年の事業化を目指しまして各事務所からご要望があるんですけども、その要望に対して事業化する箇所について、マニュアルに従って評価しております。その方法について挙げているわけですけど、概要についてご報告させていただきたいと思えます。

新規箇所評価については、公共事業の実施過程における選定方法の透明性や必要性の高い事業の選択を目的にしております。事業ごとに新規のマニュアルを作っております。また、マニュアルについて変更が出てきた場合には、当委員会にお諮りしまして、ご承認いただくようにしております。ただ、今回についてはマニュアルの変更についてはございません。

また、新規事業で行う事業につきましては、大きく整備系と維持系ということで分けております。整備系については、県土のこれからの発展や地域のビジョンの実現化といったところで取り組む事業でございます。それぞれ広域事業、生活関連事業、産

業活性化事業と分けております。維持系につきましては、これまで整備してきた社会資本について、より快適に安全に活用できるように維持管理していくという事で取り組む事業となっております。

整備系、維持管理系につきましては、それぞれ「位置づけ」「必要性・効果」「実施環境」といった3つの観点から指標を作って点数化しております。その点数についてはABCというランクを付けて、Aは点数が80点以上、Bが60点以上80点未満、Cは60点未満ということで分けております。そうした点数によって、AAA、AAB、ABBといった評価を行っております。その評価の中でBBB以上については事業化が可能ということで、新規地区の候補としております。Cが1つでもあれば事業化を見合わせるという評価でしております。

続きましては来年度のところについて、お配りしていますファイルの資料1の1ページのところですが、左から3列目に検討箇所数というのがございます。これが各土木事務所なり農林事務所から上がってきた箇所数でございます。下から2行目で144地区、先ほど委員長さんからも報告がありましたけれども144カ所の要望が上がっております。これにつきまして1カ所ずつ評価してございまして、その評価がBBB以上になったものが59カ所ございました。これについては来年度に事業化する候補ということになってございます。

また、144カ所で59カ所ですので、残りの85カ所については3つの評価項目の中に1つだけでもCがあったということでございます。C評価については資料4に一覧表として記載してございまして、Cに至った理由も右端に記載してございます。

59カ所の説明をしましたが、資料2に各課ごとに帳票を付けてございます。例えばまちづくり推進課の赤いインデックスのところには2地区評価してあります。備考欄にB1、B5と書いてありますけれども、そこが各々のページになっております。

例えば「町-1」を開いていただきますと、これが評価調書ですが、下段に位置づけ、必要性・効果、実施環境といったところで点数化して、その点数が80点以上であればA、60点以上80点未満であればBということで評価して、町-1についてはAABということで候補に値するという評価をしてございます。それから町-3から4については、イメージの位置図とか箇所といった写真を添付してございます。同じように帳票については評価表とイメージ図、工法等を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それから維持系については資料の3になりますが、ちょっと戻っていただきまして資料1の2ページを見ていただきますと、維持系につきましても整備系と同じように現地機関等からの要望があります。来年度については88カ所の要望が上がってございます。同じように評価マニュアルに従いまして点数化し、ABCのランクをつけて、BBB以上の箇所が同数でございますが88カ所ございました。これについて来年度の予算化の候補として取り上げていきたいと思っております。

具体的に言いますと資料3の赤いインデックスで農地整備課というのがありますが、位置づけ、必要性・効果、実施環境といったところで点数化してございまして、合計80点以上であればA、60~80点をBというふうに付けております。ランクがABA、AAAとなっておりますので、この2地区については事業化する候補として

値するという事で挙げてございます。整備系と同じように、維持系につきましてもマニュアルに従いまして点数化し、事業化の候補ということで考えてございます。

ざっとでございますが、全体の概要としては整備系、維持系の説明は以上でございます。委員長からもご説明ありましたように、このあとは新規事業が多うございます道路事業とため池等整備事業、山地治山事業の3事業について各課からご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○荒牧委員長

今までのところで、何か分かりにくいところがありましたらご質問いただきたいと思います。個別のことをどんなやり方でやったかを聞いてから戻っても構いませんので、箇所ごとにどういうやり方で新規評価をやるのかというモデルみたいなものを教えていただければと思います。では1つずついきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○吉田道路課長

道路課長の吉田でございます。私どものほうは道路整備交付金事業で26年度から新規で取り組みたいと思っております。これについては原子力発電施設等立地地域特別交付金という資源エネルギー庁の予算で取り組むということで進めたいと思っております。資料は一番最後に資料5を付けておりますが、パワーポイントに沿ってご説明いたします。

事業の概要としましては、資料中央の肥前呼子線で梨川内工区という場所でございます。唐津市になります。事業期間が平成26年度から34年度の10年程度を予定しております。総事業費が35億円。道路規格としては3種3級で、延長が入っておりますけれども5.5kmで片側歩道の10mで計画をしております。

位置的には、この地域の特徴なんですけれども、ここが玄海町で原発がこの辺にあります。役場があって土地的な特徴としては大都市圏の福岡都市圏に非常に近いけれども、現状の道路が唐津市まで出るためにも非常に道路の環境が悪いということで、この道路の改良計画を計画しております。

ここにあります上場地区から去年開通しました西九州自動車道の北波多インターチェンジまで、現在改良中の別の県道とつなぐことによりまして、玄海町上場地区から最短のルートでございます。現状としては幅員が狭くて線形も悪い、歩道も未整備であるために、地域の物流、農業とか畜産等の流通のためにも最短と言いつつも使いにくい道となっております。これについて市町道との道路の再編を行なって当該場所を整備して、前後の道路の改良と併せもって幹線道路を形成して、地域振興に寄与する道路というふうに位置づけております。

改良のほうは道路の利便性の向上や地域産業の活性化、完成後には原発の避難路としても有用なものになるだろうということで改良を進めております。先ほど説明しました赤色の部分と北波多インターチェンジ間についても、県の社会資本整備交付金で唐津北波多線という道路を現在改良中でございます。

基本的には道路網再編によって市道、最終的には町道となりますけれども、再編し

て、現在の赤色が肥前呼子線という県道でございますけれども、将来的に県道の部分を市町道に移管して、現在の玄海町道、唐津市道を改良によって双方向の交換によって県道に編入して整備をやるという手法をとっております。

これは現況の写真です。幅員が非常に狭かったり、過去、上場は開発道路だったと思われましても、幅員が狭くカーブも多いということで、上場地帯特有のアップダウンが非常に激しいところで、農産物の荷傷みも非常に激しいということで現在は使いにくい道となっております。

先ほどの新規マニュアルに沿いまして事業評価をしております。まず位置づけですけれども、県土づくり本部の戦略がございます。「暮らしに身近な道路の整備」ということで、ここで **10** 点の評価。それから中長期道路整備計画に位置づけられている。基本方針の中の「活力ある地域を育む道づくり」というものに該当するというので、**50** 点の評価をしています。同じく位置づけの中の **3** 項目目ですけれども、観光ルートまたは緊急輸送道路としての位置づけ。ここは、幹線道路は西九州自動車道北波多インターから呼子までまっすぐつなぐ道と将来的にはなりますので、主要幹線道路にするものとエネルギーパークや観光地と西九州自動車道を結ぶ道路と位置づけております。これも **20** 点という評価です。

プロジェクト関連ですけれども、西九州自動車道へのアクセス道路、要は主要プロジェクトまたは佐賀空港アクセス道路、または広域交通ネットワークへのアクセス道路という位置づけで、これにも **20** 点を付けまして、位置づけの項目としては **100** 点満点中の **100** 点でAという評価をしております。

次に必要性・効果の項目ですけれども、これは交通量ですけれども、現在、**1300** 台程度の交通センサスでの交通量をしておりますけれども、改良後は **3400** 台と推計しておりますので、交通量としては **500** から **4,000** 台の **60** 点中の **20** 点という点数です。中山間地域において異常気象とか冬季の交通障害が発生して生活機能が低下する区間については、自動車交通量による評価を **20** 点加算するというようにしておりますので、交通量については **60** 点中の **40** 点ということになります。

交通事故ですけれども、事故指標による特別な計算法があるんですけれども、それによりますと億台キロ当たり **54** 件ということで、**50** 件以上に該当するというので、**20** 点中の **20** 点になります。構造上の課題ですけれども、道路構造令の基準から現在非常に大きく逸脱しており危険であるというところから、ここについても **20** 点という評価をいたしました。

それからマニュアル上、生活関連道路という位置づけで、便益の算定はこの中では評価しないものなんですけれども、算定しましたところ **1.7** という便益が出ております。これは参考値になります。

トータルで **100** 点中 **80** 点で、**80** 点以上のAという評価になります。

最後ですけれども、道路のB/Cの考え方ですけれども、前回もご説明しましたけれども、走行時間の短縮の便益、走行経費の減少の便益、交通事故の減少の便益というもので総便益をトータルで算定して、建設にかかる費用と維持管理に要する総費用を合計しまして、総便益を総費用で割るという手法で、先ほどの **1.7** という便益比が出ております。

最後に実施環境になります。地元状況ですけれども、計画に対しての地元の協力、熱意というところですが、関係の地区区長さんから要望書が出て、それを受けて市あたりからも要望書をいただいております。協力体制がかなり図られているということで60点中の50点という評価をしています。期成会、協議会の状況ですが、今のところは期成会の組織まではされておりませんが、先ほど言いました関係市町から要望書が提出されており協力的であるという評価のところでは10点という評価をしております、トータルで地元の状況については60点中50点ということで、100点中の60点で評価をBとしているところです。

指標に基づく判断としては、位置づけがA、必要性がA、実施環境がB、AABで総合評価1で優先的に事業を実施するという整理をしております。説明は以上です。

○荒牧委員長

それでは1つずつ止めながらいきます。ご質問がありましたらお願いします。

(発言者なし)

○荒牧委員長

これは道路課の話ではなくて県土づくり本部全部の話ですから副島さんに聞きますけど、こういう原子力発電施設等立地地域特別交付金という名前が出ているから、佐賀県は今度のを受けて特に避難というところについての問題分析をされていると思いますけれども、それはソフトウェアと同時にハードもされているんですか。

例えば今足りない分とか目標があると思うんですけど、何時間以内にどこまで退避させる、今のところ30キロ圏でしょうけど、その外にとにかく移動させるということについての検討がソフトとハードで両方向なわれていると思っていいですか。ちょっと話がでかくなりますけど。

○副島県土づくり本部長

避難というのは、既存の今ある道路を使ってどう県民の方が安全な地域に逃げていくかということが基本でして、そのためにどれだけの容量がなければならないというハード側を設定するものではございません。めいっばい、ある道路を使っていただいて、一番良い方向に一番良い箇所に危険の少ないところに避難していただくということでございます。そのための道路ではございませんで、あくまで今回は上場地域、玄海地域の産業振興とか観光振興ということでございますので、結果としてこれを改良することによって避難する容量が全体的にアップすることはあろうかと思っております。そのところは切り分けて県として考えているところでございます。

○荒牧委員長

僕自身は異論があるんですけど、廃炉に至るまで何十年かかるか知らないけど、いつかの時点では必ず1号機、2号機が廃炉になります。そうすると何かの時点でどういうトラブルが起こるか分からないけど、人間がやることだからトラブルが起こること

を前提にして、原発をやるかしないかは別にして、今作ったものについて最後はきれいに廃炉にしていくというプロセスの中までで汚染物質はやっぱりあるわけだから、そのことについての基本をやるということですよ。とにかく何か起こったときには逃げるという原理原則を作れということだから。だから土木工学の中の計画論として一番得意な分野じゃないですか。いつまでにこれくらいの量の人間をどれくらいのスピードで逃がすかということは、計算ができますよね。足りるか足りないかということがあるでしょう。一番最初に我々技術がやれるテーマのような気がするんだよね。

そうすると、クールに冷徹に計算しておくという手があるような気がするんだよね。今ここが足りないとか。言ったら、作れと言われるかもしれないけど、引き受けてしまった以上、原発の政策とは無関係じゃないですか。今そこにあるわけだから、現実問題として。そういう視点で作っていかないと、ちょっと変な気がする。だからぜひプロフェッショナルとして、土木計画論の一番得意な分野、計算できる、政治とは関係ない分野だから、用意しておかれたほうがいいかなという気がします。そんな印象を持ちました。

新規評価とは関係ないけど、位置づけの問題として点数が低すぎるような気がします。そこに無理やり閉じ込めると、なぜ今ここが必要かということが理由づけとしては低すぎる。着々と作っていかなくちゃいけないんじゃないでしょうか。30軒の人たちをどうやって動かすかということが命じられているはずだから、ぜひご検討ください。土木工学が一番得意な分野だと思いますから。

ほかの方どうぞ。よろしいですか。ありがとうございました。

では、次のところにいきます。

○山口農山漁村課長

農山漁村課長の山口でございます。ため池等整備事業、唐津市厳木町の苔見堂地区につきましてご説明したいと思います。

まず事業の概要を説明します前に、まず、ため池とはということでございます。ため池につきましては稲作の用水確保を目的としまして江戸時代から築造されておりまして、江戸時代の藩の新田開発に伴いまして、用水路と共に多く作られているところでございまして、現在でも貴重な水源としての役割を果たしているということでございます。

本県では県の西部地区を中心に約3000カ所のため池がございまして、築造から長年を経過していることから劣化しているため池が大変多く、整備が必要なため池が1174カ所ございまして、整備済みは811カ所。今後整備が必要なため池が300数十カ所という状況になっているところです。

そういう中で事業概要でございますが、事業期間は26年から30年までの5年間、総事業費につきましては7350万円を予定しているところでございます。事業の目的につきましては、老朽化した農業用ため池の堤体の補強、それから洪水吐の整備を行なうことによりまして決壊を未然に防止して、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保して農業経営の安定を図るというものでございます。

この苔見堂地区の場所でございます。JR唐津線がここに走っておりまして、ここが巖木駅、ここに巖木高校がございます。これが巖木から相知へ抜ける道ですが、峠がこの辺にあります。この峠の途中にため池がございます、このため池の用水の受益となっております**10.2**ヘクタールの受益地、これにつきましては全部水田でございます。この集水域が**20**ヘクタール強という状況でございます。

これがため池の全景、上から見たところですが、ここに堤体がございますが、洗掘されている状況、これが一昨年の雨期に崩れた状況でございます。非常に老朽化して痩せておりまして、水面の変化によりまして崩れているという状況でございます。ため池下流については家屋、県道、町道とか市道等があるという状況でございます。

これにつきまして新規マニュアルに基づきまして評価を行なっているところでございます。まず位置づけですけれども、本部の戦略、農地等の防災・保全に位置づけられているということで**10**点。防災計画ですけれども、佐賀県の水防計画書というのがあるんですが、大雨、洪水のときにどういう対応をするかということを書いてございますけれども、その中に警戒を要する施設として苔見堂ため池が位置づけられているということで、**40**点を付けています。

次に農業経営の安定ということですが、農作物のため池等が被害を受けまして決壊等をしますと、農作物の被害等が防止軽減されるということで**20**点。同じく農作物だけではなく農用地、農業用施設、用水路とか排水路等の被害が軽減防止されるということで**30**点でございます。トータルで、位置づけにつきましては**100**点でございます。

次に必要性・効果でございますけれども、明確な必要性ということで地域農業の発展阻害要因が明確で、その改修のために事業をする必要があるということでございます。この場合、ため池の決壊を未然に防止することにより、農業用水の安定確保を図り、地域の農業振興を促進するというので**20**点を付けております。

それから機能低下ということでは、堤体の洗掘に伴う応急工事が生じると今後補修費が増加する見込みで、ここ**5**年間の年平均で約**17**万円程度を地区の水利組合等が支出されておりますが、今後ますます増加されることが見込まれるということで**10**点を付けております。

危険度の判定ということで、ため池からの漏水量、これは堤体が**100m**当たり、それから変形率と言って堤体の変形率、この苔見堂地区の場合は堤体の変形率が**5.3%**、漏水量が**100m**当たり**1.4**リットルということで、一番下の**10**点という点数を付けております。

次に主要施設の老朽度ですけれども、ため池台帳によりまして築造が**100**年以上前ということで、主要施設の老朽化が著しいということで**10**点を付けております。

費用対効果ですけれども、被害想定面積、下流域の面積ですけれども**15.2**ヘクタールで、被害総額につきましては**5億9500**万で、B/Cが**5.78**ということで**30**点を付けております。

ため池のB/Cの考え方ですけれども、ため池の整備によりもたらされる総便益は、作物の生産効果とか営農経費の節減効果、維持管理費の節減効果、それから一番大きいのが災害防止効果でございますが、これは農業用の農地、農業施設に限らず、一般

の道路とか水路、民家等の最大の防止効果を上げております。総費用につきましてはため池の整備および再整備に要する費用ということで、今回の整備に要します事業費、それから工事期間 5 年間で費用回収 40 年間で算定しておりますが、その 40 年間で必要になる整備費用も上げております。その B/C が 5.78 ということで、100 分の 90 という点数を付けております。

次に実施環境ですが、市町村および受益地の合意形成ということで、関係市町村の同意、これは唐津市が事業の同意をしております、受益者の大部分の同意があるということで 20 点でございますが、唐津市は事業実施に向けて事業申請等の準備をしておりますので、20 点にしております。

それから受益者の負担能力ということで、この場合は管理者からの同意が得られて、水利組合の組合員さんの同意が 100% 得られているということです。農家負担については、所得償還率という農家の負担の度合を表す数字でございますが、この所得償還率が 0.013 ということで 0.4 を切っておりますので、十分、償還可能であるということで 20 点を付けております。

それから推進対策整備ということで、受益者を中心に組織された既存の水利組合より事業推進がなされているということで 10 点。それから維持管理体制の確保、作ったあとの予定管理者の同意ということですが、以前から水利組合が維持管理を行なっております、今後も水利組合で引き続き行なうことにしております。

それから関係機関との事前協議ということで、水利組合はもちろん協議済みということで、文化財対象はなっておりません。それから河川管理者との協議は、これも必要なし。それと道路協議者との協議は済んでいるということで 10 点にしております。

関係法令、基準等との整合ということで、工法につきましては前刃金工法。前刃金工法と言いますのは、堤体の水面にあたるほうに透水性の低い、水を通しにくい粘土で補強する工法ですが、その工法であるのが一般的になっていまして、これは妥当になっております。土地改良の設計基準、ため池に準じて設計を行なっているところでございます。

それから採択要件との整合ということで、国庫補助事業でございますが受益面積が 2 ヘクタール以上、それから総事業費も 800 万以上ということで、採択要件に準じているところでございます。それから経済性・効率性ですが、現場条件を考慮して必要最低限の整備を行うとし、経済的にも妥当ということで、10 点を付けております。

実施環境につきましては、100 分の 100 ということで評価しているところでございます。

位置づけが 100、必要性・効果については 90、実施環境については 100 ということで、AAA の総合評価 1 ということで評価しているところでございます。以上です。

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。それではご質問がありましたらお願いいたします。

分かりやすく言うと、災害が起こるぐらいまで劣化しているから、ちゃんとしましようということではないんですか。災害が出てきているけど、このまま放っておくといふ災害が起こってもおかしくないぐらいに劣化しているからということですね。

○山口農山漁村課長

そうです。

○荒牧委員長

こういうのがいくつぐらいあるんですか。

○山口農山漁村課長

1470 ぐらい。その中で整備済みのものもございますので、あと 360 カ所ぐらいです。

○齊藤委員

危機に際したものがですか。

○農山漁村課長

はい。

○荒牧委員長

今は中山間地なり、基本的に山裾に近いところの水田に水を供給するというのが基本で、日だちになるとだいたい大規模、……から来た嘉瀬川とか筑後川とかいろんなところから来ると思うんだけど、そういうところは水田を維持して水が必要なところっていっぱいあるんですか。

1 つ言いたいのは、ベネフィットの中には使い方として、少し水の量が減ってくれば水位を下げてため池を治水ダムとして使うという考え方も出てくるから、ベネフィットの中にいわゆるカット効果、水を減らすことによって下流の平野部の水の量が減ってくれるというダム効果を、1000 何百もあればそういう視点でやるということも、いつかベネフィットの中に入ってくることはないだろうかと。そうするとマニュアルを少し変えて、そういう使い方をするので下流部のベネフィットに入れさせてもらうことも可能かという気がしたんですけど、そういう考えがおありならちょっと。

○山口農山漁村課長

おっしゃいます通り、水田の面積につきましては 3 分の 1 以上が転作しているということもございまして、夏場の水田としての利用が少なくなっていることから、農業用水につきましても昔と比べると自由度が増しているというか、そもそもため池については水田としていくら必要だからどのくらい作るということじゃなくて、適地に作っていったということがございます。今でも不足しているというところもありますけれども、以前よりは自由度が増しているようになっていますとございまして。

そういうことで、地域によってはあまり水は要らないというところもございまして、そういうところは満水に貯めておくと危険度が増しますので、満水面を落として管理をされているところもございまして。先ほど委員長がおっしゃいましたように、大雨が降ったときに空き容量に雨を一時的に貯めて下流に流す量を減らす、一時的な貯留効果を見込むということだと思んですが、確かにそういうところもございまして。

一昨年、武雄のほうでそういう効果を試す調査をやっております。その効果は確かにあるということですが、地域の合意形成が必要なわけです。大雨が予想されるときには水を落として管理する、それだけ水を少なく溜めるという合意形成が必要なんです、その合意形成が課題になっているという状況でございます。そういうことで地域の合意形成が得られれば洪水被害効果も見られるし、今後、そういう啓発を図っていかなきゃいけないと考えているところでございます。

○荒牧委員長

ほかにありましたらお願いいたします。

○齊藤委員

単純な質問ですが、私はため池とか水道の問題は分かりませんが、ため池というのはその地域の中に管理する責任者みたいな人がいるんですか。

○山口農山漁村課長

これは昔から地域の受益になっている、水田の耕作者を中心とした水利組合、任意の団体ですが、水利組合の任意の組織を作って管理されております。その水利組合の代表者が管理の責任者という形になります。

○齊藤委員

実はうちが家を建てるときに、下のほうに田んぼが何枚かあるので、当時、水を作ってくださいと言って何十万も作って、水利組合の人が出てあとでバタバタとなくなって全部家が建ってしまったんですけど、その辺が非常にため池というか水路、農業用水がただ流れていくでしょ。その辺の管理というのが、先を見ないで今しか見てないみたいな矛盾を感じたことがあったものですから。今は浮草が生えたり汚いものが流れて溜まったりして、どこの誰にどう言えばいいんだろうかと分からなくなったことがあったものですから、ため池ってやりっ放しかなと思って。

○山口農山漁村課長

基本的にはため池は貴重な農業用水ということですので、各地域でだいたい水を使うのが5月後半から6月ぐらいからスタートして、10月ぐらいまで使うんですが、基本的には水利組合でため池の管理、水路の草刈等は、5月ぐらいに草刈りとか泥上げをされているのが普通だと思います。それと終わったら、ため池の水を干して、取水施設の異常がないかというのも確認がされているはずなんです。

○荒牧委員長

よろしいでしょうか。また具体的にありましたら、最後までいったあとでお願いします。

では最後の説明をお願いします。

○小部森林整備課長

森林整備課長をしています小部と言います。よろしく申し上げます。それでは山地治山事業の多良岳地区のマニュアルに基づく評価内容につきまして、資料 5 の 15 ページになるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

事業の概要ですけれども、事業地区は太良町にあります多良岳地区でございます。事業期間は平成 26 年度から 27 年度を予定しております。総事業費は 8000 万円を予定しております。

事業の目的ですけれども、治山事業全体の目的でもございますけれども、森林の整備や治山ダムを設置することによりまして、山地で起こります災害から住民の生命・財産を守ると共に、水源涵養や生活環境の保全形成を図ることを目的としております。

次に事業の概要でございます。当該地区は二級河川糸岐川の上流、太良町役場から 5km ぐらいにございまして、地域全体が県が定めております崩壊土砂流出危険地区に指定されている地域でもございます。

昨年 7 月の豪雨によりまして、土砂が作業道等へ流出したり、不安定な土砂が溪流の沢に堆積したり、溪流が荒れたり、それからこの地区は一部、森林整備が行なわれていなくて下草も生えていないような荒廃した森林も見受けられるということで、この地域にはここに林道が入っておりますけれども、太良町から嬉野の防主原まで行きます延長 40km 程度の地域の基幹的な林道でございます。これは生活道路としても使っております。そういう保全対象もでございます。その中に支線的な林道も入っておりますし、さらにまた支線的な作業道ということでこのような作業道も入っております。こういう崩壊地の 500m 程度下に保全対象があるという認識でございます。

こういう中で山地を災害から守るということで、山腹工や治山ダムとか森林整備を行なうことによりまして災害を未然に防止する、これ以上拡大しないように土石流等が発生しないように防止するというので、この事業をすることとしております。

次に新規マニュアル評価に基づく評価内容ですけれども、整備系の生活関連事業の中で当事業の位置づけですけれども、位置づけについては 3 点でございます。まず県土づくり本部の戦略の中に位置づけられているかということで、「多様な森緑づくり」の中で治山事業が位置づけられているということで、10 点中 10 点。それから山地災害発生等の危険度はどうかということで、先ほど図でも説明しましたように山腹崩壊とか溪流が荒れているとか表土の流出がありますので、拡大の恐れがあるということで 50 点中の 50 点という評価をしました。

次に防災点検ですけれども、この地域には保全対象の家屋はないものの、この流域は全部が水源涵養保安林に指定された地域でもありますし、先ほど申しましたように山地災害の危険地区にも指定しております。ということで 40 点中 20 点で、トータルとして 100 点中 80 点ということで位置づけとして評価したところでございます。

次に必要性・効果についてでございます。費用対効果 B/C は計算によりまして 1.35 ということで、マニュアルに基づく 1~2 の範囲で、60 点中 50 点ということで評価しております。

ちなみに治山事業の評価の B/C の考え方ですけれども、総便益は治山事業にもたらす総便益ですけれども、山腹の崩壊とか土石流が発生したときに想定される被害額

をもとに、災害の防止便益なり、森林が良好に保たれることによって洪水防止とか流域貯水とか水質浄化に寄与する便益を評価するものです。

具体的に言いますと、森林が整備されている場合とされていない場合に、例えば洪水防止でみますと、そのときに貯められる水の量を、それと代替する治山ダム費用をもって便益を計るということでございます。また総費用ですけれども、治山事業に対する総費用につきましては、当然のことながら事業費とそれに関する維持管理経費ということですので。申し遅れましたけれども、評価の期間としての事業は2年としていますけれども、それと耐用年数50年ということで、評価は林野公共事業で林野庁が発行しているマニュアルに基づいて、その手法によって評価したものでございまして、それに基づきますと1.35になったということでございます。

次に必要性・効果の2番目ですけれども、災害の発生履歴があるかどうかですけれども、昨年も発生しておりますけれども、それ以前にも経歴等を見ますと57年から62年にかけて発生しているということで、災害履歴があるということで10点中10点。それと危険度の判定につきましては溪流、つまり沢の勾配、いわゆる溪床勾配が平均で20%程度ございまして、急なところほど危険だということで、その中でいきますと10%~30%の間に入りますものですから、20点中10点ということで評価しております。

次に福祉・公共施設等の有無でございますけれども、被害想定区域も林野公共マニュアルの中に示されておりますけれども、土石流が発生した場合を想定して、下流2kmの範囲で被害を及ぼす区域の中に公共施設があるかどうかということで、先ほども申しましたように基幹的な林道がございまして、支線等もございまして。そういうことで10点中10点ということで、このトータルを合わせますと100点中80点ということで、必要性・効果につきましてはAに評価したところでございます。

最後に実施環境につきましては、周辺住民の合意があるかどうかということですが、住民の方からも強い要望がございまして、承諾書もいただいております。それから町のほうはどうかと言いますと、町も地元の方に対して説明会を設けて用地交渉等もスムーズにいったいます。そういうことで40点中の40点ということで、こちらの60点中の60を合わせて、実施環境は100点中100点ということでAに評価しております。

総合評価しますと、位置づけについてはA、必要性・効果についてもA、実施環境につきましてもAということで、AAAということで総合評価としては優先的に事業実施できるという評価をしたところでございます。一般的に言いますと、災害の予兆があつて、これ以上災害を起こさないために事業をやるということだと思います。以上です。

○荒牧委員長

何かご質問ありましたらお願いいたします。

○齊藤委員

総費用の中に事業費と維持管理費というのがありますが、この予算の中に耐用年数

50年分の維持管理費が入っておりますか。

○小部森林整備課長

このマニュアルの中には、社会的資本変化率 4%というのがありますが、それからどんどん減って、維持管理費をする、例えば森林を整備するとか治山ダムなどを補修するとか、そういう経費を見込んだ率が入っております。

○愛野委員

山のこういった治山事業のB/Cというのは、2以上になることってあるんですか。

○小部森林整備課長

2ですか。

○愛野委員

これは 1.35 なんですけど。

○小部森林整備課長

あります。

○愛野委員

それは箇所によっては出るけれども、こういう治山事業ってものすごい面積ですよ。当然やり続けていかなきゃいけない事業でしょうけれども、近年は環境が少し変わって、ゲリラ豪雨とかあって、例えば 50年分の維持管理費とかありましたけれども、こういう考え方は少しずつ変わりつつあるんでしょうか。

○小部森林整備課長

ちょっと視点が違うかもしれませんが、県では災害が起きやすいところは危険地区として 3,111カ所指定しております。そういうところは地形とか状況を見て、面的にどういうふうな崩壊地があるとか下に保全対象があるとか、そういうことで評価をしています。

○愛野委員

危険指定地区というのは毎年増えているんですか。

○小部森林整備課長

それは今のところは増えてないですね。今から 3年ぐらい前に、その中でも特にAランク、Bランク、Cランクと評価しまして、例えば前に指定していても近年どう変わったのか、山は変化していきますので、どう荒廃しているのかを評価し直しまして、ABCランクをつけた箇所別ランクも作っております。

○愛野委員

最近、全国的に山の大型崩壊が結構あるじゃないですか。そういうのが、これだけ広い面積の中でだんだん毎年増えていっているんじゃないかという危惧を持っている人が結構いるんじゃないかと思うんですけど。

○小部森林整備課長

治山事業には森林を整備、要するに保安林ですけど、整備しながら災害を守ることがありますけど、一方では先生が言われたように深層崩壊じゃないですけど、大きく壊れる場合もありますけど、それは別としてやっていますが、そこら辺は私もも。

○愛野委員

そういう調査費なんかも増えているんですか。

○副島県土づくり本部長

土砂災害から守るのは山地治山ともう 1 つ、砂防工で守られている急傾斜とか砂防堰堤とかいうのがございます。この山地治山をするにしても砂防をするにしても、危険度と守るべき県民の財産・命の度合を兼ね合わせて、守るべきものが多くて危険度が大きいものを優先する。さっき課長が言いましたように、箇所数としても両方とも多いわけでごさいますして、順位不同ではなかなかやりにくいので、まずはそういう危険度と保全すべきもの、対象となるものを両方かみ合わせて判定をして、優先順位を付けさせていただいている。

だから地形としては佐賀県全域を対象に調査をやっておりますので、溪流地、治山をすべき場所というのは佐賀県全域では把握しているということでございます。

○愛野委員

当然、B/Cの高いほうからやっていく、そういう考え方というのはないんですか。

○副島県土づくり本部長

新規評価自身が位置づけ、効果、実施環境ということでございますので、効果の高いところからやっていくというのは確かにご指摘の通りでございますが、公共事業をやるについては地元の協力と理解が必要だという前提に立っております。

そういう意味で、先ほどC評価があるというのは、大部分が地元の協力と理解が得られていないという部分でございますので、B/Cが高くても地元の方から受け入れていただけない事業は実施できないという視点に立っております。基本的には先ほどご指摘の通り、効果が大きいところからやっていくのは我々の基本にも置いているところでございます。

○荒牧委員長

他にありませんでしょうか。

(発言者なし)

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。

全体としてこれだけの資料をいただきました。あらかじめ配られています。お読みになった方もおられて、「えっ」ということもあるかもしれません。担当の方どこに飛んでいくか分かりませんが、もしかしたら質問があるかもしれません。どなたかご質問がありましたらどうぞ。

○古賀委員

実際上のやり方としてはこれでいいと思うんですけど、ちょっと気になっているのが、例えば道路関係でございますが、道路 13 というのが下に付いておりますね。唐津市の竹木場、その実施環境のところで地元状況が 50 点になっています。もう 1 つ、道路 17 のところでは地元状況のところは 20 点になっています。その理由と言いますか、地元状況のところを書いてある言葉が、50 点と付いているほうは「計画に対して協力的で概ね地元の合意が得られている」となっています。そして「関係市区区長からの要望書あり」となって 50 点が付いています。ところが次の 17 のところを見ますと、「計画に対して課題はあるが、概ね協力的である。地元の自治会からの要望もある」ですけれども 20 点です。この評価の仕方が、50 点と 20 点の違いは何なんですかね。そのあたりをちょっと分かるようにしてほしい。

○吉田道路課長

道路の 13 は、先ほどパワーポイントで説明しましたけれども、関係沿線の区長さんで、感覚的に言いますと、自治会長さんと言いかつ区長さんという言い方は、地元に対する影響力の大きさからいうと区長さんに頼る分が多くて、13 については関係区長さんからの連名の要望書をいただいているという意味で、「概ね地元の合意が得られている」と。関係区長からの要望書があつてということですね。

次の 17 は、事務所の判定で上がってきて、道路課の方で判断するんですけども、自治会長さんからの要望書という意味合いで、具体的には計画に対して課題があるというのは一部用地の反対の方がいらっしゃるとか、そういう具体的なもので 20 点とか 50 点の判定の差になってまいります。

○古賀委員

それが書いていないですから、これを読んでいるとあまり変わらないんですよ。それが 50 点と 20 点の評価になっているというのはどうしてでしょうかと、そのところが分からないですね、これだけだと。例えば、「計画に対して課題はあるが、概ね協力的である」というのはまったく同じ。だから個別問題なんですかね。

○吉田道路課長

端的に言えば、個別問題があるという捉え方です、17 の方は。

○古賀委員

それだったら点数がこんなに違うのだったら、その理由はやっぱりはっきりしておいた方がいいんじゃないかなと思って読んでんですけど。

○吉田道路課長

先ほどのパワーポイントに **13** の説明資料がありますけれども、実際の評価の仕方が「計画に対して協力的で概ね地元の同意が得られている」というのは **50** 点という評価をしますというマニュアルに基づいた評価です。先ほどの「計画に対して課題があるが概ね協力的である」が **20** 点という評価で、調書の中ではそういう表現、マニュアルに沿った表現でしか書いておりませんが、中身については個別の解釈があるということです。

○古賀委員

だからそれが分かるように書いていただいた方がいいんじゃないかという気はします。

○荒牧委員長

これしか書かないの、今は？この表現しか使わない？

○吉田道路課長

この項目の中の表現は。

○荒牧委員長

5 段階中 **3**、そして **17** ページのやつが。

○吉田道路課長

いろんなきちんとした課題がある場合には、だけど全体として協力的であるから **20** 点と。

○荒牧委員長

という表現になると？

○吉田道路課長

我々の表現の仕方です。

○荒牧委員長

はっきり言うと **5** 段階中の **2** 位と、**5** 段階中の **4** 位の表現がこうなってるわけですね。

○吉田道路課長

この表現どおりに評価調書の中に点数を付けている。

○古賀委員

説明の仕方として、表現はこれで何で課題があるかと具体的に書けば分かりやすい。

○荒牧委員長

そうですね。個別に書けるんだったら書く。公表することを前提にして、できるだけ。内部文書としてするのはなくて。

評価は、そういう点で言うと我々も分かりにくいし、皆さんも分かりにくいですよ。5段階中の2評価であるとか、5段階中の4評価であるとか、この文章って、先生がおっしゃるように2位の表記法と4位の表記法がそう大きく差がないように見えるじゃないですか。だからマニュアルを使うときに、オープンにするときに、4段階中の2番目の評価であるとか4番目の評価であるとか、そういうことを書いたほうが分かりやすいですよ。せつかくこういうのがあるから。

○古賀委員

要らんことやったかな。

○荒牧委員長

一番大事なものは、分かりやすいか分かりにくいから、そういうふうに分かりにくいことはマニュアルを直していったほうがいいです。

○古賀委員

これはほとんど問題はないと思うんですが、別の件なんですけど、資料2の河川の1のところ、これは別に順番はどうでもいいとおっしゃられればその通りなんですけど、位置づけと必要性・効果、実施環境というのはBABになっていますね。下にはABBと書いてあるんですけど。

それからもう1つ、同じことが河川5ですね。BBAがありますが、ABBになっている。この順番はどうでもいいかもしれませんが、それから先は全部一緒です。だからこれだけ何で2つしてあるのかというのが疑問が起こってくるんじゃないかなと思うかと思って読んだものですから。

○荒牧委員長

そう読めますね。お願いします。直してください。

○齊藤委員

まちづくりの点なんですけど、これは意見とかじゃなくて、その中に必要性・効果の枠の中に、電線類地中化計画という項目があつて20点いただいていますよね。この地中化計画というのは、申請すればだいたい必要性があれば通るんですか。

○荒牧委員長

担当者はいないですか？これは九電との合意……です。

○齊藤委員

九電との合意で、九電のがないと。

○荒牧委員長

九電の分担金がありますので、九州電力がここはやると言ってくれたものが点数が付いて。

○齊藤委員

そしたら九電のほうに先に申請するんですか。

○荒牧委員長

地中化をやりたいということについては、それぞれの負担金が決まっているわけですので、その負担金を九電が出してもいいと言ってくれたものについてじゃないといけないから。

○齊藤委員

市がここはやりたいというところを出すんですね。

○荒牧委員長

そうです。地元がまず言うことが必要でしょうし、それを県が受取る。九電も合意する。九電がなければ公共事業としてダーッとやれてしまっ、お金を払いますと言えばいいんだけど、九電の分担金が出るようになっているんです。

○西村交通政策部長

詳しくは知らないですけど、地中化協議会というのがございます。九電とか道路管理者、NTT、いろんな地下埋設物の占有者でなる協議会がある。その中できちんと位置づけられないと地中化計画は出られない。

○荒牧委員長

地震が多いところというのは、電線を上に上げといたほうがいいのか、下に入れといたほうがいいのかというのは2つ意見があって、上に上げといたほうが修復しやすいという意見と、下に埋めといたほうが壊れにくいという意見が2つあって、多分、耐震化の問題からずっと今から電線の地中埋設化というのが起こってくると思いますけれども、電力会社の負担金システムが付いていますので、申請が出れば出来るというものではない。

○齊藤委員

分かりました。

もう1ついいですか。今、鳥栖市内はいろんな事業所とかで町がある程度賑やかなんですけど、町の名前が昔風で覚えにくい。どこからどこまでが何町か分からないので、町の通りの名前を入れようかと、まちづくり委員会なんかで。そのときは勝手に付けていいんですか。

○吉田道路課長

道路管理者が、市道管理者とか県道管理者とか。

○齊藤委員

県とか市とかありますよね。

○吉田道路課長

あるので、そこら辺と調整を取られればいいのかと思いますけど。一般的に言う県道名とか市道名というのは、街路でいう街路名とは違うんですね。県の場合でも佐賀駅から郵便局に来る通りは県道名では佐賀駅停車場線ですが、街路名では佐賀停車場線とか言う。

○荒牧委員長

そういう公式の名前が。

○吉田道路課長

はい、いろいろあるんで。愛称名としては、例えば紡績通りとかいうのがあるので、それは地元の合意のもとに調整すれば、愛称名は付けられると思います。

○齊藤委員

そしたら県は県に申請すれば。

○吉田道路課長

申請じゃなくて出来る。

○齊藤委員

じゃあ……いいんですか。例えばふれあい通りとか、ここからここまでは仲よし通りとか。

○吉田道路課長

そこは合意の上に名称が決まれば、道路管理者が……くれると思う、逆に言えば。いろいろ合意を取らないといけないと思うんですね。

○荒牧委員長

だからみんなが合意していけばいい。反対側を取らないように。

○齊藤委員

実は、鳥栖はハイマツが出来たじゃないですか。そうすると、ハイマツと新幹線の新鳥栖駅前ですけど、どこから行ってどこから抜けたらいいからよく分からない人が多くて、町の名前を言ったらよけいに分からなくなって、県の道も分かりにくかったですよね。ですから簡単にいろんな人が見やすいように、よく外国であるじゃないですか。縦をストリート、横を何とか通りとか、ああいうのを角から角まで全部入れていこうとか、メインの通りですけど。そういう計画をまちづくり推進でやっているものですから、一応絵は描いてますけど、今日聞いてこいと言われてたから。

○西村交通政策部長

唐津市がサイン計画を作られておまして、委員会を立ち上げてその中でいろんな表現の仕方を、道だけじゃなくて、そういう計画の委員会があります。

○荒牧委員長

サイン関係ですか？

○西村交通政策部長

ちなみに県庁前のイチョウ通りというのは、確か載ってますので。

○荒牧委員長

皆さん勝手な名前呼びますよね。貫通道路、県庁通り、207号線、どれを使うのがいいのか。

○齊藤委員

鳥栖は、大正通り、明治通りとかあるんですけど、どこからどこまでが明治ですかと。

○荒牧委員長

鳥栖はぜひそういうことでまちづくりをしていかれると、分かりにくい道路体系だから。

ほかによろしいでしょうか。

それではここで終わりにします。新規事業評価マニュアルについて、もし改訂等、先ほど言ったみたいに少し分かりやすくする工夫をやっていけたらいいなと思いますので、今日出た意見を参考にして、分かりやすい表現法をこれから気をつけていただければと思います。新規事業評価というのは、マニュアルを作って皆さん方が適切にやる、そしてその結果を公表するということが大事ですので、公表するときには分かりやすいようにするということが必要かと思います。

基本的にC評価まで出すんですよ、リストまでは。リストだけでもいいから出し

いただければ、自分達のところが何が不十分で止まっているのかという説明にも使えらと思いますので、ぜひそういう点も考えていただければと思います。

それから整備系のところはちょっと工夫が要りそうな気がするけど、まだ今のところはどういうところが整備の情報が挙がってきて、どれくらいの需要がある中で**80**何ヵ所になってきたのかはまだ分からないですよ。それから着々とやらなきゃいけないところがあるじゃないですか。すなわち長寿命化計画とかいう計画に従って動かしているものを、こういう新規事業評価マニュアルの中から外すのかどうかということが当然議論されてくると思いますので、そういうのも少し整理して、どれが良いとか悪いというつもりはなくて、皆さんたちに透明性が確保されているものであれば、そちらの計画に任せていい。

例えば長寿命化計画で、どういう箇所が**10**年ぐらいの間にやるかということが本当に公表されているかどうか。どういう手順でやっているかということが常に皆さんにオープンになってさえすれば、何もここで維持計画の中に入れる必要はないと思いますけど、公表されていないとまずいところがあるだろうと思いますので、そこら辺のところを少し整理して、もう**1**回維持系のほうのやり方について少しアイデアを出していただいて、ここで審議していただければありがたいなと思います。よろしいでしょうか。

それでは事務局にお返ししますので、締めていただければと思います。

○副島県土づくり本部企画・経営グループ長

荒牧委員長様におかれましては議事の進行につきまして、また委員の皆様方につきましては活発な議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど来説明させていただいたように、皆様にお諮りしたマニュアルを用いて評価した結果ということで、**144**の要望箇所に対して約**4**割の**59**ヵ所がBBB以上の評価ということで、マニュアルが必要な事業の選別に機能していると考えております。繰り返しになりますけれども、今後これらの箇所につきましては本部内できちんと議論した上で議会に提案させていただき、議決を経れば予算化されていくという運びになります。

また、説明をしていてこちらから聞いていてもなかなか分かりにくい部分が多々あるということ、それから先生から今言われた維持系、長寿命化計画にどう置き換えるかという議論は今進めておりますが、置き換えのタイミング、先ほど言われたように公表と併せた置き換えということを前提にしておりますので、タイミングについても少ししたらご説明できるかと思っておりますので、そこはきちんとご説明させていただきたいと思っております。

今後とも公共事業の効率性、実施過程の透明性の向上はきちんと努めていきたいと考えています。

それではこれもちまして、本年度第**3**回の公共事業監視評価委員会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。